



様似町出産・子育て応援給付金支給事業について

伴走型支援の充実と経済的支援「出産・子育て応援給付金」の支給を行います。
※国の出産・子育て応援交付金を活用



対象となる方

申請時点で様似町に住所を有する、次のいずれかに該当する方

- ▶ 出産応援給付金：令和4年4月以降に妊娠届を提出した方
- ▶ 子育て応援給付金：令和4年4月以降に出生した児童を養育する方



支給額

- ▶ 出産応援給付金：妊婦1人あたり5万円
- ▶ 子育て応援給付金：児童1人あたり5万円

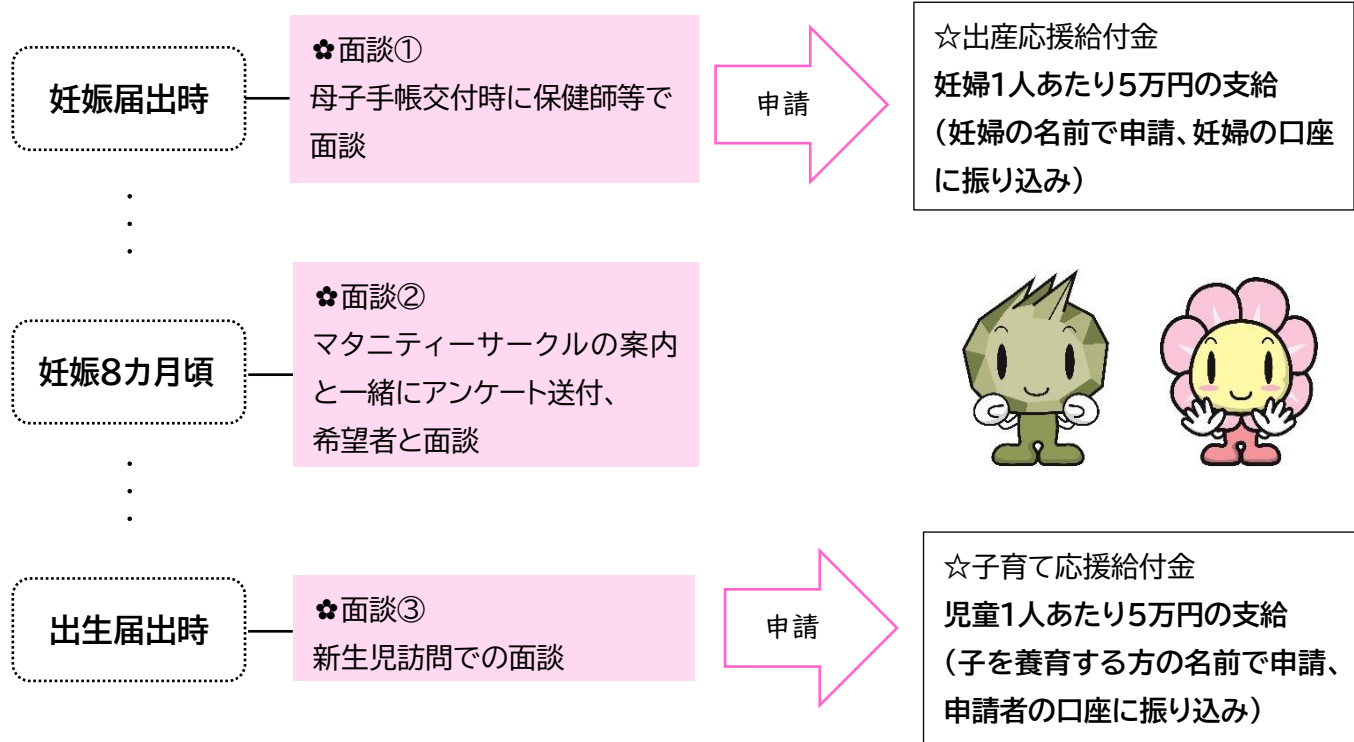
※転出予定がある方は、様似町または転出先のいずれかで受給可能となります。
二重受給とならないようにご注意ください。



出産・子育て応援給付金事業の流れ

❖ 伴走型相談支援 ❖

☆ 経済的支援 ☆



※支援が必要と感じた場合に保健師や専門職から電話いたします。



出産・子育て応援給付金 Q&A



Q1 手続きに必要なものは何ですか？

A1 振込口座の通帳、免許証などの個人が確認できるもの、印鑑
※申請書は妊娠届、新生児訪問時にお渡しします。

Q2 妊娠届後に流産等で出産に至らなかった場合

A2 出産応援給付金のみ対象となります。

Q3 父母が離婚しその後父が養育している場合

A3 出産応援給付金は子供の母、子育て応援給付金は子供を養育している父が対象となります。それぞれ申請が必要です。

Q4 父母以外の口座に振込を希望する場合

A4 委任状が必要になります。

※口座の名義が旧姓のままの場合も委任状が必要です。

Q5 長期里帰りをする場合

A5 住民登録のある市区町村にて申請を行います。

Q6 給付金の支給前に転出・転入した場合

A6 どちらか一方での受給となりますのでお問い合わせ下さい。二重受給が判明した場合は全額返還していただきます。

Q7 死産や出生後すぐにお子様を亡くされた方

A7 出産応援給付金、子育て応援給付金の両方対象になります。申請期限は出産後4か月頃になるまでです。新生児訪問を受けられていない方は申請方法の案内を個別にお送りします。

Q8 双子を妊娠・出産した場合

A8 出産応援給付金は1人分(5万円)、子育て応援給付金は2人分(10万円)給付します。(申請書は2枚記入してもらいます。)

Q9 海外で妊娠または出産後に帰国した場合

A9 妊娠期間を日本で過ごし妊娠届の面談を受けた場合は出産応援給付金の対象になります。妊娠期間を海外で過ごし出産後に帰国した場合は面談後に子育て応援給付金の対象になります。